

| | |
|-----|--------------|
| 作成日 | 2006年 3月 6日 |
| 改訂日 | 2026年 1月 16日 |

安全データシート (SDS)

1. 化学物質及び会社情報

化学物質等の名称 重亜硫酸ソーダ水溶液 (35%)

会 社 名 株式会社 樋江井商店

住 所 愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目 264 番地

電 話 番 号 0587-95-4777

FAX 番 号 0587-95-2738

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 : 皮革、食品、染料及び中間物精製

使用上の制限 : 工業用

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

| | | |
|-----------|------------------|-------------|
| 健康に対する有害性 | 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分 2B |
| | 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 区分 2(消化管) |
| | 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 区分 3(気道刺激性) |

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

ラベル要素

絵表示
(GHS JP)



注意喚起語(GHS JP) : 警告

危険有害性(GHS JP) : 眼刺激(H320)
呼吸器への刺激のおそれ(H335)
臓器の障害のおそれ(消化管)(H371)

注意書き(GHS JP)

安全対策 : ミストを吸入しないこと。(P260)
取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)

応急措置 : 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)

| | |
|----|--|
| | 眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。(P337+P313) |
| 保管 | ：換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233) 施錠して保管すること。(P405) |
| 廃棄 | ：内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者で廃棄すること。(P501) |

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物
 一般名 : 重亜硫酸ソーダ水溶液

| 名前 | 濃度(%) | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS 番号 |
|---|-------|---------------------------------|----------|--------|-----------|
| | | | 化審法番号 | 安衛法番号 | |
| 亜硫酸水素ナトリウム | 35 | NaHSO ₃ | (1)-502 | - | 7631-90-5 |
| 水 | 62 | H ₂ O | - | - | 7732-18-5 |
| 硫酸ナトリウム(Na ₂ SO ₄) | ≤3 | Na ₂ SO ₄ | (1)-501 | 既存化学物質 | 7757-82-6 |

4. 応急措置

応急措置

応急措置 一般

: ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。

吸入した場合

: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

: 皮膚は多量の水で洗浄する。

皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合

: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が持続する場合、医師の診断/手当てを受けること。

飲み込んだ場合

: 口をすすぐこと。

医師の診断/手当てを受けること。

気分が悪いときは医師に連絡すること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷 吸入した場合

: 呼吸器への刺激のおそれ。

症状/損傷 眼に入った場合

: 軽い眼の炎症。

医師に対する特別な注意事項

その他の医学的アドバイス

: 対症的に治療すること。

または治療

5. 火災時の措置

適切な消火剤

: この製品自体は燃焼しない。水噴霧、乾燥粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素

使ってはならない消火剤

: データなし

火災時の危険有害性分解生成物 : 火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。

| | |
|---------|--|
| 消化方法 | : この製品自体は不燃性であるが、加熱により分解し亜硫酸ガスを発生するので、噴霧水で容器を冷却すると同時に発生ガスの吸収に努める。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 呼吸器の保護を含め、適切な保護装置を使用せず、火災現場に入らない。 |
| 消火時の保護具 | : 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。 適切な保護具を着用して作業する。 自給式呼吸器。 完全防護服。 |

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

| | |
|-------|---|
| 一般的措置 | : 安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。 本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。 |
| 保護具 | : 推奨される個人用防護具を着用する。 |
| 応急処置 | : 漏出エリアを換気する。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 ミストを吸入しないこと。 皮膚、眼との接触を避ける。 適切な保護具を着用して作業する。 詳細については、第8項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。 |
| 保護具 | : 不要な職員を退避させる。 安全に対応できるならば漏えい(洩)を止めること。 |
| 応急処置 | |

環境に対する注意事項

| | |
|------------|---|
| 環境に対する注意事項 | : 環境への放出を避けること。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 |
|------------|---|

封じ込め及び浄化の方法および機材

| | |
|--------|--|
| 封じ込め方法 | : 砂または土により、すべての拡散した製品を吸収する。 流出した物質は吸着剤で回収し、下水溝や水路への侵入を防止する。 可能であればリスクなく漏出をせき止める。 |
| 浄化方法 | : 吸着剤の中で拡散した液体を吸収する。 回収し、酸化剤で中和して廃棄する。 (産業廃棄物処理認定業者に委託する。) 大量の漏洩物の除去や廃棄処理の場合は専門家の指示による。 |
| その他の情報 | : 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。 |

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

| | |
|----------|--|
| 技術的対策 | : 保護具を着用し、強酸及び酸化剤と急激に混合しない。 |
| 安全取扱注意事項 | : 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 ミストを吸入しないこと。 皮膚、眼との接触を避ける。 個人用防護具を着用する。 |
| 接触回避 | : データなし |

衛生対策 : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
製品取扱い後には必ず手を洗う。

保管

安全な保管条件 : 直射日光を避け、低温で換気のよい場所で保管する。
酸化剤から離して保管する。
炎及び熱表面から離して保管すること。
耐腐食性、耐腐食性内張りのあるもの又は適切な材料の容器で保管すること。
施錠して保管すること。
換気の良い場所で保管すること。
容器を密閉しておくこと。

安全な容器包装材料 : ポリエチレン容器、ステンレス容器

技術的対策 : 涼しくて、よく換気された場所で、熱から離して保存する

容器梱包材料 : 製品は必ず元の容器と同じ素材の容器に保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

| | |
|------------------------------|----------------------------------|
| 亜硫酸水素ナトリウム(7631-90-5) | |
| 日本-ばく露限界値 | |
| 許容濃度(ACGIH) | TWA 5 mg/m ³ , STEL - |

設備対策 : 本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
作業所の十分な換気を確保する。

保護具

個人用保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。

呼吸用保護具 : 亜硫酸ガス用防毒マスク

手の保護具 : 保護用手袋

眼及び/又は顔面の保護具 : 密着型保護眼鏡を着用する。
安全メガネ

皮膚及び身体の保護具 : 適切な保護衣を着用する。

個人用保護具シンボル

環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 液体

色 : 淡黄色透明

臭い : 僅かに特異臭

融点 : データなし

凝固点 : データなし

沸点 : データなし

可燃性 : データなし

爆発限界(vol%) : データなし

| | |
|------------------------|---------|
| 引火点 | : 引火せず |
| 自然発火点 | : データなし |
| 分解温度 | : データなし |
| pH | : 酸性 |
| 動粘性率 | : データなし |
| 溶解度 | : データなし |
| n-オクタール/水分配係数(Log Pow) | : データなし |
| 蒸気圧 | : データなし |
| 相対密度 | : データなし |
| 密度 | : データなし |
| 相対ガス密度 | : データなし |
| 粒子特性 | : データなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|--|
| 反応性 | : データなし |
| 化学的安定性 | : 燃焼しないが過熱分解し亜硫酸ガスを発生する。 空気中の酸素と結合し、硫酸塩となる。 |
| 危険有害反応可能性 | : データなし |
| 避けるべき条件 | : データなし |
| 混触危険物質 | : データなし |
| 危険有害な分解生成物 | : データなし |

11. 有害性情報

| | |
|-----------|---|
| 急性毒性(経口) | : 分類できない データ不足のため分類できない。なお、39%水溶液でのラットの経口 LD50 値として、1,400–2,000 mg/kg (GESTIS (Access on September 2013)) の報告がある。旧分類の LD50 値の平均値 1,310 mg/kg は、SIDS (2004)、ACGIH (7th, 2001)、RTECS (2004) の報告に基づくものであるが、二亜硫酸ナトリウム(固体)の報告であったため、不採用とした。 |
| 急性毒性(経皮) | : 分類できない |
| 急性毒性(吸入) | : 区分に該当しない(分類対象外)(気体) 区分に該当しない(分類対象外)(蒸気) 分類できない(粉じん、ミスト) |
| 皮膚腐食性/刺激性 | : 分類できない データ不足のため分類できない。なお、本物質は動物実験で無刺激である (IUCLID (2000)) が、濃厚溶液でヒトに刺激を与えるという情報 (HSDB (Access on September 2013)) があり、国連危険物輸送勧告においてクラス 8 とされている。 |

| 重亜硫酸ソーダ水溶液 | |
|------------|----|
| pH | 酸性 |

| | |
|----------------------|--|
| 眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性 | : 眼刺激 ヒトの事例では、本物質は医学文献で軽度の眼と呼吸器への反応が報告されているとの記載がある (ACGIH (7th, 2001))。動物実験では、水溶液での動物実験結果は無刺激との情報もある (IUCLID (2000)) が、ACGIH (7th, 2001) は、 |
|----------------------|--|

本物質が眼に刺激性があったと記載している（その強さについては不記載）。ACGIH は情報源 List 1、IUCLID は情報源 List 2 であるため、ACGIH の情報を採用し区分 2B に修正した。

| 重亜硫酸ソーダ水溶液 | |
|------------|----|
| pH | 酸性 |

呼吸器感作性

: 分類できない

呼吸器感作 : データ不足のため分類できない。ヒトについての本物質に関する疫学情報や症例報告、動物試験の報告はなく、ACGIH(2001)は要約の中で、本物質の感作性を勧告しうる十分利用可能なデータはない、と記載している。

皮膚感作 : データ不足のため分類できない。ヒトについての本物質に関する疫学情報や症例報告、動物試験の報告はなく、ACGIH(2001)は要約の中で、本物質の感作性を勧告しうる十分利用可能なデータはない、と記載している。

皮膚感作性

: 分類できない

呼吸器感作 : データ不足のため分類できない。ヒトについての本物質に関する疫学情報や症例報告、動物試験の報告はなく、ACGIH(2001)は要約の中で、本物質の感作性を勧告しうる十分利用可能なデータはない、と記載している。

皮膚感作 : データ不足のため分類できない。ヒトについての本物質に関する疫学情報や症例報告、動物試験の報告はなく、ACGIH(2001)は要約の中で、本物質の感作性を勧告しうる十分利用可能なデータはない、と記載している。

生殖細胞変異原性

: 分類できない

データ不足のため分類できない。本物質の情報はない。なお、亜硫酸塩についての情報としては、in vitro では、マウスの優性致死試験及び染色体異常試験で陰性(ACGIH(7th, 2001))、in vitro では、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞を用いる遺伝子突然試験で陽性の結果(ACGIH(7th, 2001))があるが、変異原性情報としては十分ではない。

発がん性

: 分類できない

ACGIH(1995)で A4 と評価されている。また、IARC(1992)は亜硫酸水素塩として Group 3 と評価している。従って、本物質は、ガイダンス改訂による分類区分の変更により、「分類できない」とした。

生殖毒性

: 分類できない

本物質の生殖発生毒性に関するデータはない。

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 臓器の障害のおそれ(消化管)

呼吸器への刺激のおそれ

動物に対して粘膜刺激性があるとの記載や、ヒトに対して軽度の呼吸反応があるとの記載(ACGIH(7th, 2001))から区分 3(気道刺激性)に分類した。現行分類の情報は List 3(GESTIS Access on September 2013)の情報であるため削除し、新たに分類をおこなった。

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 分類できない

データ不足のため分類できない。なお、亜硫酸オキシダーゼの遺伝的欠損例で神経系変性による死亡例が 1 例見られた(ACGIH(7th, 2001))、あるいは過敏反応を示した膀胱患者の症例、喘息患者の症状悪化の症例が報告されている(HSDB(Access on September 2013))が、いずれも 1 例のみの

報告で、本物質ばく露との関連も明らかではない。なお、旧分類では職業ばく露及び消費者ばく露による喘息の事例を根拠に分類が行われたが、本物質ばく露による事例ではない(二亜硫酸ナトリウムばく露による事例)ことを確認した。

誤えん有害性 : 分類できない

12. 環境影響情報

生態毒性

生態系 - 全般 : 本物質は水生生物に対しては有害と考慮されず、また、環境に対しても長期的な有害な影響を及ぼさない。

水生環境有害性 短期(急性) : 分類できない
適切なデータが得られておらず分類できない。

水生環境有害性 長期(慢性) : 分類できない
データなし

残留性・分解性

残留性・分解性 : データなし

生体蓄積性

生体蓄積性 : データなし

土壤中の移動性

土壤中の移動性 : データなし

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : 分類できない
当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。
その他他の有害な影響 : 追加情報なし

13. 廃棄上の注意

廃棄方法 : 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物／容器を廃棄する。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連勧告 (UN RTDG)

国連番号 (UN RTDG) : 2693

正式品名 (UN RTDG) : 亜硫酸水素塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)

容器等級 (UN RTDG) : III

輸送危険物分類 (UN RTDG) : 8

危険物ラベル (UN RTDG) : 8



クラス (UN RTDG) : 8

少量危険物 (UN RTDG) : 5L

微量危険物(UN RTDG) :E1
 包装指令(UN RTDG) :P001, IBC03, LP01
 ポータブルタンク及びバルクコンテナ/要件(UN RTDG) :T7
 ポータブルタンク及びバルクコンテナ/特別要件(UN RTDG) :TP1、TP28

海上輸送(IMDG)

国連番号(IMDG) :2693
 正式品名(IMDG) :BISULPHITES, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S
 容器等級(IMDG) : III
 輸送危険物分類(IMDG) : 8
 危険物ラベル(IMDG) : 8



クラス(IMDG) :8
 特別規定(IMDG) :274
 少量危険物(IMDG) :5L
 微量危険物(IMDG) :E1
 包装要件(IMDG) :P001, LP01
 IBC 包装要件(IMDG) :IBC03
 ポータブルタンク包装規定(IMDG) :T7
 輸送特別規定-タンク(IMDG) :TP1、TP28
 積載区分(IMDG) :A
 特性および観察結果(IMDG) :Liquid with a pungent odour. Reacts with acids, evolving sulphur dioxide, a toxic gas. Causes burns to skin, eyes and mucous membranes.
 緊急時応急措置指針番号 :154

海洋汚染物質

非該当

航空輸送(IATA)

国連番号(IATA) : 非該当
 正式品名(IATA) : 非該当
 容器等級(IATA) : 非該当
 輸送危険物分類(IATA) : 非該当

国内規制

緊急時応急措置指針番号 :154
 その他の情報 :補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

労働安全衛生法

: 【改正後 令和 7 年 4 月 1 日以降】

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 2 号～第 3 号、安衛則第 30 条別表第 2)

【改正後 令和 8 年 4 月 1 日以降】

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 2 号～第 3 号、安衛則第 30 条別表第 2)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号～第 2 号別表第 9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2 第 1 項、施行令第 18 条の 2 第 1 号～第 2 号別表第 9)

亜硫酸水素ナトリウム(政令番号 : 26) (30～40%)

【改正後 令和 7 年 4 月 1 日以降】

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2 第 1 項、施行令第 18 条の 2 第 2 号～第 3 号、安衛則第 34 条の 2 別表第 2)

亜硫酸水素ナトリウム (30～40%)

硫酸ナトリウム (5%未満)

【改正後 令和 8 年 4 月 1 日以降】

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2 第 1 項、施行令第 18 条の 2 第 2 号～第 3 号、安衛則第 34 条の 2 別表第 2)

亜硫酸水素ナトリウム (30～40%)

硫酸ナトリウム (5%未満)

海洋汚染防止法

: 有害でない物質(施行令別表第 1 の 2)

有害液体物質(Z 類物質)(施行令別表第 1)

: 輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項

: 腐食性物質(危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1)

: 腐食性物質(施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)

: その他の危険物・腐食性物質(法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示別表)

水道法

: 有害物質(法第 4 条第 2 項)、水質基準(平 15 省令 101 号)

16. その他の情報

記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかも知れません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合には、出典等を良く検討されるか、試験によって確かめられることをお勧めします。

なお、記載のデータや評価に関してはいかなる保証もなすものではありません。また、記載事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対象を実施の上、お取扱いお願いします。製品の譲渡時には SDS を添付して下さい。